議案第63号

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年12月12日提出

朝来市長　藤　岡　　勇

提案理由要旨

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正により、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の規定が定められる等するため、所要の整備をしようとするものです。

朝来市条例第　号

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝来市手数料徴収条例（平成17年朝来市条例第79条）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

４　戸籍電子証明書提供用識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号をいう。以下同じ。）の発行に係る戸籍等電子証明書の請求による場合は、発行の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

別表中

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	450円	
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	750円	

」を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１	１通につき	450円	

項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料			
戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この欄において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき	400円	
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項、第120	１通につき	750円	

条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料			
戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき	700円	

」に、

「

戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料又は同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	１通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙	

		を用いる場合にあっては、1,400円とする。	
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料	書類１件につき	350円	

」を

「

戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	１通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。	
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	１件につき	350円	

」に改める。

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

議案第63号資料

朝来市手数料徴収条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>（徴収の時期等）
第３条　（略）
２、３　（略）

別表（第２条関係）
<table><tr><th>種類</th><th colspan="2">単位及び金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</td><td>１通につき</td><td>450円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>（徴収の時期等）
第３条　（略）
２、３　（略）
４　戸籍電子証明書提供用識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号をいう。以下同じ。）の発行に係る戸籍等電子証明書の請求による場合は、発行の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

別表（第２条関係）
<table><tr><th>種類</th><th colspan="2">単位及び金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</td><td>１通につき</td><td>450円</td><td></td></tr><tr><td>戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14</td><td>戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき</td><td>400円</td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

					年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の手数料			
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又	１通につき	750円			戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又	１通につき	750円	

は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料			

は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料			
戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき	700円	

（略）	（略）	（略）	（略）
戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料又は同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	１通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。	
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料	書類１件につき	350円	

場合における当該発行を除く。）の手数料			
（略）	（略）	（略）	（略）
戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	１通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。	
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	１件につき	350円	